令和８年度愛媛県観光マーケティング機能強化業務　企画提案募集要綱

本募集要綱は、愛媛県観光データマネジメントプラットフォーム（以下「観光 DMP」という。）の構築・運用及びデータ調達と、観光 DX アドバイザーによる総合的な支援を業務として委託するに当たり、優れた企画力や遂行力を持つ事業者の創意工夫やノウハウの活用が重要であることから、最も適切な創造力、企画力、技術力、運営経験等を有する事業者に委託するために実施する公募型プロポーザル(企画提案募集)方式の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

１　業務の内容等

（１）業務名

令和８年度愛媛県観光マーケティング機能強化業務

（２）実施期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

（３）業務の内容

別紙仕様書のとおり

（４）委託料の上限額

61,182 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

【委託料の内訳】

固定費（観光 DMP 運用費、データ調達費等）	: 58,872 千円
成果連動費	: 2,310 千円

※ただし、本業務は、第 395 回愛媛県議会定例会での令和８年度愛媛県一般会計予算の成立を条件として実施する。なお、本業務が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

２　企画提案の応募資格・条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

（１）愛媛県の競争入札参加資格登録者名簿に登録されている者であること、若しくは契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第 167 条の４の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。

（３）国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。

（４）銀行取引停止処分を受けていない者であること。

（５）会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生開始の申立て及び破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

（６）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

（７）過去３年の間に、国又は地方公共団体等が発注する類似・関連事業の受託実績があること。

（８）共同事業体で参加しようとする場合は、代表者は（１）から（７）まで、構成員は上記（２）から（６）までの資格要件を満たすこと。また、構成員として参加している場合、単体で

参加することはできない。

3　スケジュール予定（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

内　容	日　付	対応様式
企画提案募集開始	2月18日（水）	―
参加表明書及び質問書提出期限	3月3日（火）	様式1,3,4,5
企画提案書提出期限	3月23日（月）	様式6～8
審査（プレゼンテーション）	3月27日（金）	―
審査結果通知（書面）	4月上旬	―

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

※各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで)。

4　応募書類

（1）参加表明書の提出

提出期限　令和8年3月3日（火）午後5時まで

① **参加表明書（様式1）　正本1部**　※共同事業体は様式1-1を添付すること。

② **誓約書（様式3）　正本1部**　※共同事業体は様式3-1,3-2を添付すること。

③ **類似・関連事業の実績一覧表（様式4）　正本1部**

・過去に国又は地方公共団体から受注した同様又は類似の業務実績について、その内容について記載すること。

・上記に記載した類似・関連事業の概要説明書（様式任意）を添付すること。

④ **付属書類　各1部**

・会社等の概要（様式任意、既存のパンフレット等可）

※参加を取り下げる場合は、3月19日（木）までに参加辞退届（様式2）正本1部を提出すること。

（2）質問書について

提出期限　令和8年3月3日（火）午後5時まで

① **質問書（様式5）**

・様式を用いて電子メールにより提出すること。

・電子メールの件名は、「【質問】観光マーケティング機能強化業務」とすること。

・電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に、電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

（3）企画提案書の提出

提出期限　令和8年3月23日（月）午後5時まで

① **企画提案書表紙（様式6）　正本1部**

② **企画書（様式任意）　9部（うち正本1部)、電子データ（PDF形式)**

本業務の具体的な実施内容について、下記(ア)～(ク)等を盛り込んだＡ４判両面印刷で20ページ以内とする「企画提案書」を提出すること。なお、単に枚数を減らすための縮小印刷や、1 ページに複数ページ分を割り付けるレイアウト（2in1等）は不可とする。また、具体的な実施内容については、企画提案のあった内容を基に愛媛県と協議の上、別途委託契約書に定める「業務計画書」として決定するものとする。また、データ分析やマーケティングに精通していない者に説明することを念頭に置いて図表等を用いながら、簡潔明瞭な表現で作成すること。

ア　観光DMPの解説
（観光DMPを構成する各ツール、データの関係性など）

イ　各データの詳細
（調達するデータの内容、利用するオープンデータの概要など）

ウ　ダッシュボード構築の具体的スキーム
（観光に携わる行政職員に有用と提案者が考えるダッシュボードを提案すること。また、愛媛県と受託事業者の役割分担、業務内容を記載すること。）

エ　AIエージェントの解説
（観光 DMP において、職員のデータ分析業務を高度化・効率化するためのAIエージェントの有効な活用方法を提案すること）

オ　観光DXアドバイザーの支援内容
（観光DXアドバイザーのスキル・経歴等の概要が分かる情報、愛媛県と観光DXアドバイザーの役割分担、業務内容を記載すること。）

カ　そのほか本業務を遂行するうえで効果的と考える取組

キ　業務の執行体制、スケジュール

ク　愛媛県の観光における現状と課題の分析、必要な施策の提案
（愛媛県の観光における現状と課題において国内、インバウンドの両方の観点からオープンデータや受託事業者及び構成員が保有するデータ、県観光HP のアクセスデータ等を用いて分析の上、本県の課題に対する仮説を設定し、具体的な施策の提案をすること。なお、提案にあたっては、どのようなデータを用いて、どのようなロジックで課題を特定したかが分かるように記載すること）

③　費用見積書（様式７）　正本１部

・見積に係る積算内訳書を別途添付すること（様式任意）。
・見積書のあて先は、愛媛県知事とすること。なお、様式は自由とするが、「固定費」及び「成果連動費」によって構成し、それぞれの経費の内訳及び積算根拠を具体的に記入すること。（積算は数量を「一式」とせず、単価×数量で詳細かつ明確にすること）

④　業務の統括責任者・従事予定者一覧表（様式８）　正本１部

・本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者とすること。
・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
・提出後の総括責任者等の変更は、愛媛県がやむ得ない事情があると認める場合を除きできないものとする。

⑤　愛媛県観光サイトのGoogleアナリティクスの閲覧権限の付与

・企画提案書の作成にあたり、希望者に対して愛媛県観光サイトの権限を付与する。
ⅰ.日本人旅行者向けサイト「いよ観光ネット」
https://www.iyokannet.jp/
ⅱ.外国人旅行者向けサイト「VisitEhime」
https://www.visitehimejapan.com/en/
・権限付与を希望するＧメールアドレスを電子メールの本文に記載し送付すること。
・電子メールの件名は、「【GA 権限付与】観光マーケティング機能強化業務」とすること。
・なお、閲覧権限は、企画提案書提出期限をもって解除する。

（４）提出方法

直接持参又は郵送（締切日必着）で提出すること。また、上記４（３）②企画書については、電子メールでも提出すること。
ただし、質問書は電子メールでの提出のみとする。

（５）提出先

〒790-8570　愛媛県松山市一番町四丁目４－２
愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課　観光戦略係
（メール：kankoukokusai@pref.ehime.lg.jp）

（６）公正な企画提案審査の確保

・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（７）留意事項

・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
・提出された書類は返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用は行わない。
・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
・書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
・共同事業体の誓約書以外の様式について押印の省略が可能である。押印を省略する場合、担当者及び担当者の上長の職氏名・メールアドレスを各様式下部の欄に記載

の上、様式記載の日付と同日に担当者の上長をメール cc に入れ、観光国際課宛に様式及び関連する資料をメールにて送信すること。

５　委託先の選定

（１）選定方法等

委託候補者選定のため、審査会を設置し、提出された企画提案書及び企画提案者によるプレゼンテーションにより審査・評価を行った後、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行ったものを契約候補者として選定する。

（２）審査日時（予定）

令和８年３月 27 日（金）９：00 ～ 12：00

（３）審査実施方法等

・プレゼンテーションはオンラインとリアル（会場：愛媛県水産会館）のどちらか一方又は両方での実施を可能とする。また、リアル実施の場合、応募者自身でＰＣを持ち込み企画提案書を会場スクリーンに投影すること。
・プレゼンテーションでの配分時間は、準備５分、説明 20 分、質疑応答 10 分を目安とする。なお、提出期限までに提出した「企画提案書」での説明とし、プレゼンテーションでの追加資料の提出や新たな提案は認めない。
・企画提案者は、提出した応募書類（４（３)①～④）全てについて説明を行うこと。
・オンラインのプレゼンテーションは、「Zoom」を利用し、県が提案者を招待する形で実施する。オンラインプレゼンテーションの提案者は事前に「Zoom」を利用できるよう必要な準備を行うこと。
・プレゼンテーションにおける説明は、原則として、本業務を受託する際の統括責任者が行うこと。
・提出書類及びプレゼンテーションの内容は非公開とする。
・当日のプレゼンテーションの発表時間等の詳細は別途通知する。

（４）審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

評価項目	評価の着眼点
業務内容の理解度	・　業務の目的を十分に理解した提案であるか。
提案内容の優良性	・　提案が具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れているか。 ・　愛媛県の観光施策を高度化するため、実効性のあるスキームが完結明瞭に提案されているか。
提案内容の独創性	・　提案が独創的かつ、実現可能性を伴っているか。 ・　データの分析の切り口や AI 活用・可視化の工夫など、事業効果を高めるための独自提案がされているか。
業務成果の中立性	・　適正公平で本県にとって意義のある分析レポートを示すことができるか。
業務遂行の安定性	・　業務遂行の実施体制は適切か。 ・　業務工程ごとのスケジュールは適切か。

専門知識	・　同種、類似の業務の実績を有しているか。 ・　観光 DX アドバイザーは業務を遂行するために必要十分な知識・知見を有し、そのための支援体制が適切に提案されているか。
経　　費	・　業務目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。 ・　経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。

（５）審査結果

・審査対象となった提案の応募者に対し、審査結果を書面で通知する。
・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

６　欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

・民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案を行った場合
・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
・本募集要綱に違反又は著しく逸脱した場合
・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
・その他不正な行為があった場合

７　委託契約

（１）契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、愛媛県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、愛媛県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

（２）契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

８　問い合わせ先

愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課　観光戦略係
泉、正岡
〒790-8570　愛媛県松山市一番町四丁目４－２
ＴＥＬ：089-912-2491
メール：kankoukokusai@pref.ehime.lg.jp